

香川県報



第 33 号

平成 18 年

4月28日(金曜日)

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

○新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件）	（自治振興課）	一
○町及び字の区域に編入する旨の届出（二件）	（ 〃 〃 ）	二
●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	（総務学事課）	二
○地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結	（人事・行革課）	二
○生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	（健康福祉総務課）	三
●農業振興地域の指定（三件）	（農 政 課）	三
○香川県証紙売りさばき人の変更（二件）	（会 計 課）	五
公 告		
○総合評価一般競争入札の実施	（情報政策課）	六
○落札者等の公示	（ 〃 〃 ）	八
○地方税法の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	九
○平成十八年度毒物劇物取扱者試験の実施	（業務感染症対策課）	九
○大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による公告	（経営支援課）	一〇
○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（ 〃 〃 ）	一〇
●昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の廃止	（農 政 課）	一一
●昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部変更	（ 〃 〃 ）	一一
○平成十八年四月十一日香川県公告（肥料の登録の内容の更新）の一部訂正	（農業経営課）	一一
○土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	一一

○土地改良事業の認可	（ 〃 〃 ）	一二
○土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 〃 ）	一二
○土地改良区の役員の就退任の届出	（ 〃 〃 ）	一二
○落札者等の公示（二件）	（会 計 課）	一二
公安委員会規則		
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則		一三
公安委員会告示		
●平成十二年香川県公安委員会告示第十五号（少年指導委員の活動区域）の廃止		一八
警察本部告示		
●香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程		一八
選挙管理委員会告示		
●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し		二一
●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定		二一
監査委員公表		
○監査結果の公表（二件）		二一

告 示

●香川県告示第三百九十二号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、観音寺市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、観音寺市長から届出があった。
 平成十八年四月二十八日

位	置	面	積
	香川県知事	真 鍋 武 紀	

観音寺市琴浪町一丁目甲二二九七の二四〇、甲二二九七の二四二、甲二二九七の二四三、甲二二九七の二八一、甲二二九七の三七五、甲四一二七の一の地先の公有水面埋立地

五六二・〇六平方メートル

●香川県告示第三百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、観音寺市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、観音寺市長から届出があった。
平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
観音寺市室本町字宮ノ元二九三の五、二九三の七七、二九三の七九の地先の公有水面埋立地	ル

●香川県告示第三百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、観音寺市長から届出があった。
平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
観音寺市琴浪町一丁目	観音寺市琴浪町一丁目甲二二九七の二四〇、甲二二九七の二四二、甲二二九七の二四三、甲二二九七の二八一、甲二二九七の三七五、甲四一二七の一の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第三百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、観音寺市長から届出があ

った。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
観音寺市室本町字宮ノ元	観音寺市室本町字宮ノ元二九三の五、二九三の七七、二九三の七九の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第三百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から、次の者に香川県庁地下駐車場使用料の収納事務を委託した。
平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市室新町二番地五
名称 大和警備保障株式会社

●香川県告示第三百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成十八年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費による。ただし、一六、〇六五、〇〇〇円を上限とする金額とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。
- 四 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大西俊哉

住所 高松市国分寺町新居三三二五番地六

●香川県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定介護機関から指定の辞退があった。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一八、三、三一	まごころ介護支援センター 東かがわ市町田六八九番地	ダイヤ株式会社 東かがわ市町田六八九番地	訪問介護 通所介護 居宅介護支援

●香川県告示第三百九十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

まんのう農業振興地域（まんのう町）

二 指定区域

まんのう町の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号五十一から五十七まで、五十八の一部、五十九から六十六まで、六十七の一部及び六十八の区域並びに同法に基づき定められた地域森林計画の林班番号二二五から二二七まで、二二八の一部、三〇一から三〇三まで、三一六、三一七、三一九から三二二まで及び三三三から三三七までの区域
- 2 旧都市計画法（大正八年法律第三十六号）に基づき定められた都市計画の区域のうち、次に掲げる区域

まんのう町吉野下字川原添三三八の六番地地先の吉野下と長尾との境界を起点とし、

町道杉の上八幡線を南に進み町道鐘場浦井線との交点に至り、同所から町道鐘場浦井線を西に進み県道満濃善通寺線との交点に至り、同所から県道満濃善通寺線を南に進み県道炭所東琴平線との交点に至り、同所から県道炭所東琴平線を西に進み町道福家一号線との交点に至り、同所から町道福家一号線を南に進み町道福家二号線との交点に至り、同所から町道福家二号線を西に進み町道福家三号線との交点に至り、同所から町道福家三号線を北に進みまんのう町四条一三四の二番地地先の農道を西に進み四条と五条との境界に至り、同所から四条と五条との境界線を北に進みまんのう町と琴平町との境界に至り、同所から琴平町とまんのう町との境界線を北に進み高松琴平電気鉄道株式会社軌道敷に至り、同所から当該軌道敷を東に進み東高篠と羽間との境界に至り、同所から東高篠と羽間との境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県告示第四百号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

綾川農業振興地域（綾川町）

二 指定区域

綾川町の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号四十から四十五までの区域及び昭和五十八年運輸省告示第三百六十五号による新高松空港の飛行場の区域
- その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県告示第四百一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

小豆島農業振興地域(小豆島町)

二 指定区域

小豆島町の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づき定められた地域森林計画の林班番号一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三八、一三九、一四四、一四六、一四七、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七六、一七七、一七九、一八三、一八五、一八六、一八八、二〇三、二〇七、二〇八、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二二二、二二三、二二四、二二六、二二七、二二三、二三四、二三九、二四〇、二四二、二四三及び二四四の区域

2 中山字広曾、字高尾、字溝落、蒲生字奥の谷、池田字滝の下、字大石ヶ谷及び室生字大峠の区域

3 中山字市坂五四三番地を起点とし、同所から五四二番地、五四一番地、五三八番地、四九四番地、四七一番地の二、四六二番地、四六五番地、四五二番地、三七三番地、三七一番地、三六八番地、三四七番地、三四八番地、三四九番地、三五〇番地の一、三二七番地、三二四番地、三二〇番地、字殿川三一九番地、三一八番地、三二四番地、三二三番地、三〇五番地、三〇三番地、三〇二番地、二九四番地、二九六番地、二九〇番地の一及び二九三番地を経て二九二番地に至り、同所から林班番号二〇八、二〇七及び二〇三の北側境界線沿いに字市坂四八二番地に至り、同所から起点に至る土庄町との町界線で囲まれた区域

4 中山字坂手原三二七六番地の二を起点とし、同所から三二七六番地の一、三二七五番地、三二七三番地、三二七二番地、三二五六番地、三二五七番地、三二五八番地の三、三二五九番地、三二六〇番地、三二六一番地、三二四四番地、三二四三番地、三

二四二番地、三三四一番地、三三四〇番地、三三三八番地、三三三九番地及び三三三四番地を経て三三三三番地に至り、同所から字坂手原と字岡条との字界線沿いに東進して字高壺三二四七番地に至り、同所から三一四六番地、三一四五番地の三、三一四一番地、三一四〇番地、三一三〇番地及び三一三一一番地を経て三二二九番地に至り、同所から字高壺と字杉尾との字界線及び字高壺と字水口との字界線沿いに東進し、字高壺三一〇一番地の二から字高尾と字高壺との字界線沿いに北進して字高壺三〇七六番地に至り、同所から起点に至る土庄町との町界線で囲まれた区域

5 蒲生字滝の下乙一八二番地を起点とし、同所から乙一八一一番地、乙一六二番地、乙一六一一番地、乙一五三番地及び乙一四六番地を経て乙一四五番地に至り、同所から字西の上と字中条及び字山角との字界線沿いに西に進み、字西の上乙九九番地の一から乙九五番地、乙九四番地の二、乙九四番地の一、乙九二番地及び乙六八番地を経て乙六七番地に至り、同所から土庄町との町界線沿いに北東に進み、字西の上乙八四番地から林班番号二〇三の南側境界線沿いに乙一三〇番地を経て蒲生字滝の下乙二三八番地に至り、同所から池田字滝の下と蒲生字滝の下との字界線沿いに蒲生字滝の下乙一九一番地に至り、同所から起点に至る字滝の下と字東との字界線で囲まれた区域

6 池田字笹ヶ谷五一八七番地を起点とし、同所から五一五三番地、五一〇〇番地、五一三三番地、五一三二番地、五一三一一番地、五一〇九番地、五一一一一番地、五一二三番地の二、五一一五番地及び五一一六番地を経て五一一七番地の一に至り、同所から字笹ヶ谷と字滝の下との字界線沿いに北に進み、字笹ヶ谷五〇八二番地から五二〇四番地を経て起点に至る林班番号二〇三及び二〇七の北側境界線で囲まれた区域

7 池田字俊ヶ谷五四八八番地を起点とし、同所から五四八七番地、五四六六番地、五四六九番地、字薄木六一〇八番地、六一一番地、六一四七番地、六一四五番地及び六一六五番地を経て六一五九番地に至り、同所から字向条と字薄木との字界線沿いに北東に進み、字薄木六一六二番地から字薄木と林班番号二一九、二二〇及び二二二との境界線沿いに字薄木六一〇七番地の一に至り、同所から五四九八番地を経て起点に至る字俊ヶ谷と林班番号二二二並びに字土川との境界線及び字大石ヶ谷と字俊ヶ谷との字界線で囲まれた区域

8 室生字細谷一二四一番地を起点とし、同所から一二四二番地、一三〇九番地、一二二八六番地、一二八八番地及び一二九〇番地を経て一三〇一番地に至り、同所から字細

谷一六二番地を経て起点に至る字細谷と字柿木谷との字界線及び字細谷と林班番号二二四並びに二二七との境界線で囲まれた区域

9 室生字送原八二九番地を起点とし、同所から八三〇番地の一及び八二七番地の二を経て八二六番地の二に至り、同所から字送原と字大池の内及び字栗木谷の字界線沿いに字送原八一六番地に至り、同所から八二八番地を経て起点に至る字送原と林班番号二二三及び字大峠との境界線で囲まれた区域

10 二面字大原一一二番地を起点とし、同所から一〇一六番地の一、一〇一五番地、一〇一四番地の一、一〇一九番地、一〇一八番地、一〇〇八番地、一〇〇一番地及び九四六番地の一を経て九四二番地の一に至り、同所から起点に至る字大原と林班番号二二三との境界線で囲まれた区域

11 二面字空条一四四〇番地の一を起点とし、同所から一四四三番地、一四四五番地の一、一四四七番地、一四四八番地の二、一四五三番地、一四五五番地、一四五六番地、一四六三番地、一四六四番地の八、一四六四番地の一、一四六四番地の三、一四六四番地の四、一四六五番地の三及び一四六五番地の二を経て一四六七番地の二に至り、同所から林班番号二二三と字空条及び字牛ヶ浦との境界線沿いに北東に進み、字牛ヶ浦と林班番号二三四との境界線沿いに東進し、字牛ヶ浦二一七番地の一から二一七番地の二、二二七〇番地の四、二二六九番地の四、二二六七番地の三、二二八〇番地の一、二二九九番地の一、二二〇四番地、二二〇五番地の一、二二一〇番地の一、二二二四番地、二二二三番地の一及び二二二二番地を経て二二三二番地に至り、同所から字長崎と字牛ヶ浦及び字空条との字界線沿いに南西に進み、字空条と字賢東及び字奥条との字界線沿いに字空条の南西端に至り、同所から起点に至る字空条と字迎との字界線で囲まれた区域

12 蒲野字中谷二二〇番地を起点とし、同所から一二〇一番地、一二〇九番地、一二〇八番地、一二五六番地、一二五三番地、一二四三番地、一二四四番地、字滝の下一四一一番地、一四〇七番地、一四〇六番地、一四〇四番地、一四〇三番地、一三九四番地、一三八七番地、一三八四番地及び一三八三番地を経て一三八二番地に至り、同所から字滝の下と字笠ヶ滝との字界線沿いに西進し、字段富士二二六六番地から西南西に進んで一四七七番地の一に至り、同所から字段富士と林班番号二四二、二四三及び二四四との境界線沿いに字段富士の北東端に至り、同所から起点に至る字中谷と林

班番号二四四との字界線で囲まれた区域

13 神浦字トハマ甲八〇五番地を起点とし、同所から甲八九七番地、甲二〇七番地、甲七九三番地、甲七九二番地、甲七九一番地、乙一九八番地、甲七六〇番地、乙一九七番地、乙一九二番地、乙一九一番地、乙一八九番地、乙一八八番地、乙一八七番地、乙一八五番地の二、字松山乙一〇三番地、乙一〇一番地、乙九九番地、乙九八番地、乙九七番地、乙九四番地、字スミハナ乙八八番地、乙八九番地、乙八二番地、乙八一番地、乙八〇番地、乙七九番地、字市神子二八九四番地の一、二八九二番地の一、二八九一番地、二九二〇番地、二九二一番地、二九一九番地、二九一五番地、二九一二番地、二九一一番地、字水尻三〇二五番地、三〇二四番地、三〇三二番地、三〇三三番地の一、三〇二二番地、字谷尻三三三三番地の一、三三三四番地、三三六二番地及び三三六七番地を経て三三六九番地に至り、同所から林班番号二三九と字谷尻、字水尻及び字松山との境界線並びに林班番号二四〇と字松山及び字トハマとの境界線沿いに西北西に進んで字トハマ乙二二一番地の三に至り、同所から起点に至る海岸線で囲まれた区域

14 池田港湾隣接地域、池田港臨港地区、坂手港湾隣接地域、坂手港臨港地区及び内海港湾隣接地域の区域

15 坂手風の子島、大見島、小島、苗羽字沖の島、福部島、福田小島及び橘字城ヶ島の区域

その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県告示第四百二号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 所在地 高松市郷東町一四二番地一

二 名称 財団法人 香川県交通安全協会

三 売りさばき場所

変更前 高松市西内町二一三〇 高松北警察署内

高松市郷東町五八七一―一三八 香川県警察運転免許センター内

東かがわ市三本松一七三三―二 香川県警察本部運転免許課東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間二五一六―四 高瀬警察署内

小豆郡土庄町瀨崎甲二一八九―二 土庄交番内

変更後 高松市西内町二一三〇 高松北警察署内

高松市郷東町五八七一―一三八 香川県警察運転免許センター内

高松市郷東町五八七一―一 香川県自動車学校内

東かがわ市三本松一七三三―二 香川県警察本部運転免許課東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間二五一六―四 高瀬警察署内

小豆郡土庄町瀨崎甲二一八九―二 土庄交番内

●香川県告示第四百三号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年四月二十八日

一 所在地 香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市寿町一丁目三番六号

二 名称

香川県農業協同組合

三 変更のあった売りさばき場所

廃止 坂出市駒止町一―一―一 坂出市支店

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 香川県情報システム再構築支援業務 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日から平成十九年三月十六日まで

4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、香川県出納局会計課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成十八年六月十五日までにA級格付けを得ること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告の日から過去五年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは地方公共団体と、本業務と同規模又はそれ以上の情報システムの企画、設計若しくは開発業務の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年六月八日午後五時までに四の1の(2)の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該業務を受託することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書及び入札説明書に定める技術提案書等の書類（以下「入札書等」という。）の提出場所等

1 入札書等の提出

(一) 入札書等を持参する場合

(1) 日時 平成十八年六月十六日午後一時から二時まで

(2) 場所 香川県庁北館三階入札室

(二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。

(1) 受領期限 平成十八年六月十五日午後五時

(2) 送付先 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号
香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ

2 開札

(一) 日時 平成十八年六月十六日午後二時

(二) 場所 香川県庁北館三階入札室

3 入札説明会の日時及び場所

平成十八年五月九日午後二時 香川県庁北館三階入札室

五 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であつて、かつ、別記の「香川県情報システム再構築支援業務に係る落札者決定基準」により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。この場合において、各項目の加点に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第百五十二条各号に該当する場合は免除
入札の無効

3 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号
香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ
電話番号 〇八七―八三二―三三四二

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Kagawa Prefecture Information System Rebuild Support, 1 set

2 Time-limit for tender: 2:00 p.m., June 16, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., June 15, 2006)

3 Contact point for the notice : Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4—1—10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawaken, Japan 760—8570. TEL 087—832—3142
 4 We use the Japanese languages and the Japanese yen in the procedures of the contract

香川県情報システム再構築支援業務に係る落札者決定基準

項 目	内 容	加点の上限
全般的事項		20
県の情報システム最適化の課題	県の情報システム最適化の課題を的確に捉えている。	5
県の情報システム最適化の課題に対する対応方策	県の情報システム最適化の課題について、適切かつ有効な対応方策を提示している。	5
県の統合的再構築による費用対効果目標の実現性を高める方策	県の統合的再構築による費用対効果目標の実現性を高めるための有効な方策を提示している。	10
業務の内容		40
現状分析	実施方法が優れている。 成果物のイメージが具体的かつ的確に示されており、その内容を理解しやすくなる工夫がなされている。	15
業務改善	実施方法が優れている。	5
共通基盤	実施方法が優れている。	5
ソフトウェアの適合性評価	実施方法が優れている。	5
次期システムの要件定義	実施方法が優れている。	5

費用対効果分析	実施方法が優れている。	5
業務実施方針		25
実施スケジュール	実施可能で、無理のないスケジュールである。	5
実施体制	業務の実施体制が十分整えられている。	5
業務従事者	本業務（特に、税務、財務及び給与）に精通した担当者を配置している。	10
県との役割分担	県との役割分担が適切であり、県側に過度の負担となる作業分担がなく、円滑な業務の履行を期待できる。	5
業務実績	本業務に類似する業務実績がある。	10
入札価格	10 — $\frac{\text{入札価格} \times 1.05}{\text{予定価格}}$ × 10	10

合計点数105点満点

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。
 なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二二三号）の適用を受けるものである。
 平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 給与システム運用業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 香川県高松市藤塚町一丁目〇番三〇号

- 六 契約価格 四六、八八二、五〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当
八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政
策部情報政策課システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三二四一

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
(有) 村主石油	村主 英司	高松市西ハゼ町三四四番地四	平成十八年四月六日

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時、場所及び試験科目

1 日時

平成十八年七月二十五日（火曜日）午後二時から午後四時まで

2 場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁

3 試験科目

(一) 筆記試験

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）

二 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所衛生課、香川県中讃保健福祉事務所衛生課、

香川県西讃保健福祉事務所衛生課、香川県小豆総合事務所衛生課

2 県外居住者 高松市番町四丁目一番一〇号（郵便番号七六〇―八五七〇）

香川県健康福祉部薬務感染症対策課

三 受験願書の受付期間

平成十八年六月六日（火曜日）から同月十九日（月曜日）まで。ただし、日曜日及び

土曜日を除く。

郵便等による送付による場合は、平成十八年六月十九日までの消印（これに準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

四 提出書類及び受験手数料

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 添付書類

(1) 戸籍抄本

(2) 写真一枚（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメートル×横五センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入した

ものとする。）

2 受験手数料

(一) 金額 一〇、五〇〇円

(二) 納付方法

一〇、五〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。ただし、香川県証紙が著しく汚損し、又は消印したものは無効とする。

なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面一〇、五〇〇円の郵便為替を同封することによる納付を認める。

五 合格者の発表

平成十八年八月十七日(木曜日)午前十時に香川県庁の掲示板に掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

詳細については、次に問い合わせること。

- 1 香川県東讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七―八三二―一五三二)
- 2 香川県中讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七七―二四―九九六四)
- 3 香川県西讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七五―二五―四三八三)
- 4 香川県小豆総合事務所衛生課(電話番号〇八七九―六二―一三三三)
- 5 香川県健康福祉部薬務感染症対策課(電話番号〇八七―八三二―三三〇〇)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社エナジー 高松市上福岡町二〇五七番地五
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ今里 高松市今里町二丁目一〇番一八号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、一三三平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九九三平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十七年八月十一日

二 届出年月日

平成十八年四月十三日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地の六
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター観音寺店 観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか
- 3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時三十分

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時

変更後 午前十時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時まで

変更後 午前八時四十五分から午前十時十五分まで

4 変更年月日

平成十八年四月十八日

二 届出年月日

平成十八年四月十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年四月二十八日(金曜日)から同年八月二十八日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年八月二十八日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

昭和四十五年香川県公告第三十四号、昭和四十五年香川県公告第百五十三号及び昭和四十七年香川県公告第二百三十四号は廃止する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。
三及び四を削る。

平成十八年四月十一日香川県公告（肥料の登録の内容の更新）の一部を次のように訂正する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「複合石灰肥料」を「混合石灰肥料」に訂正する。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬師用水地区）を行うことについて平成十八年四月十七日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成十八年五月十二日から同年六月一日まで縦覧に供する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十七日認可した。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
普通寺市土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池等整備事業）つばくら池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）北原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）境池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生野原地

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大麻本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 下村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 吉原大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 南五条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大池承水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東碑殿地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中筋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 曼荼羅寺地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香川県三豊郡三野町土地改良区の定款の変更を平成十八年四月十一日認可した。

平成十八年四月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市道池土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年四月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員
役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日
理事 辻村 廣 丸亀市川西町北三二〇九番地 平成一八、三、三二

〃	田所 哲夫	〃	〃	一九八一番地五	〃
〃	香川 一郎	〃	〃	一六三一番地	〃
〃	千田 久一	〃	〃	一五〇七番地五	〃
〃	君羅 尚義	〃	〃	五六二番地一	〃
〃	松永 正夫	〃	〃	八二三番地	〃
〃	松岡 良成	〃	〃	一一三番地	〃
〃	高木 将文	〃	〃	九三七番地一	〃
〃	高須 三夫	〃	〃	八八一番地四	〃
〃	幸元 敏	〃	〃	一八一三番地二	〃
〃	松永 孝三	〃	〃	六五二番地	〃
〃	大林 信樹	〃	〃	一八八四番地	〃

二 就任した役員
役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

〃	田所 哲夫	丸亀市川西町北一九八一番地五	〃	〃	平成一八、四、一
〃	松永 正夫	〃	〃	八二三番地	〃
〃	田所 孝一	〃	〃	二〇六三番地	〃
〃	松岡 貞博	〃	〃	六四四番地二	〃
〃	松永 孝三	〃	〃	六五二番地	〃
〃	香川 弘武	〃	〃	一五四一番地	〃
〃	千田 久一	〃	〃	一五〇七番地五	〃
〃	高木 将文	〃	〃	九三七番地一	〃
〃	大林 信樹	〃	〃	一八八四番地	〃
〃	幸元 敏	〃	〃	一八一三番地二	〃
〃	松岡 良成	〃	〃	一一三番地	〃
〃	高須 三夫	〃	〃	八八一番地四	〃

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用管理業務一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号
- 六 契約金額 三二、五〇八、〇〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当
- 八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課 財務システムグループ 電話番号 〇八七―八三二―三六三五

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム保守管理業務一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号
- 六 契約金額 三九、六九〇、〇〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課 財務システムグループ 電話番号 〇八七―八三二―三六三五

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第七条第一項中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第八条中「第十九条」を「第二十三条」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第九条第一項中「第二十条の五」を「第二十八条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十一条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第十三条中「第四十八条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条第九号中「第三十一条の五」を「第三十一条の五第一項」に、「よる営業禁止命令」を「よる営業停止命令」に、「営業禁止命令書」を「営業停止命令書」に改め、同条第二十二号中「よる営業禁止命令」を「よる営業停止命令」に、「営業禁止命令書」を「営業停止命令書」に改め、同条第二十三号とし、同条第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「よる営業禁止命令」を「よる営業停止命令」に、「営業禁止命

令書」を「営業停止命令書」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 法第三十一条の五第二項又は第三十一条の六第二項第二号の規定による営業廃止命令 別記様式第九号の営業廃止命令書

第十四条中「第四十八条第二項」を「第八十六条第二項」に改める。

第十五条第一項中「の基準は、次のとおり」を「は、次に掲げる区域」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 香川県東かがわ警察署の管轄区域
 - 二 香川県さぬき警察署の管轄区域
 - 三 香川県高松東警察署の管轄区域
 - 四 香川県小豆警察署の管轄区域
 - 五 香川県高松北警察署の管轄区域
 - 六 香川県高松南警察署の管轄区域
 - 七 香川県坂出警察署の管轄区域
 - 八 香川県高松西警察署の管轄区域
 - 九 香川県丸亀警察署の管轄区域
 - 十 香川県善通寺警察署の管轄区域
 - 十一 香川県琴平警察署の管轄区域
 - 十二 香川県高瀬警察署の管轄区域
 - 十三 香川県観音寺警察署の管轄区域
- 第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項各号に定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 4 少年指導委員は、法第三十八条第二項各号に掲げる職務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第十五条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 5 前項の証明書の様式は、別記様式第十三号の少年指導委員の証のとおりとする。第十六条第二項中「を指定」を「の指定を」に改める。

別記様式第九号中	「営業停止命令書」	を	「営業停止命令書」	に	「停止廃止禁止」
	営業廃止		営業廃止		営業廃止

を	「停止廃止」	に	「営業所の名称及び所在地」	を	「営業所の名称及び所在地」	に	「停止廃止禁止」
	営業停止		営業所の名称及び所在地		営業所の名称及び所在地		営業停止禁止

「営業停止の範囲」	を	「営業停止の範囲」	に	「営業停止の期間」	に
営業禁止		営業廃止		営業廃止	

「営業停止の理由」	を	「営業停止の理由」	に改める。
営業禁止		営業廃止	

別記様式第十二号の次に次の様式を加える。

別記様式第13号（第15条関係）

（表面）

8.5センチメートル

少年指導委員の証

第 号

写 真

活動区域

氏 名

（ 年 月 日生）

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第2項に規定する職務を行う少年指導委員であることを証明する。

有効期間 年 月 日

年 月 日 香川県公安委員会 印

5.5センチメートル

（裏面）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条 略

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第2号において同じ。）に関し、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第2条第7項第1号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つている少年の補導を行うこと。

二 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。

三 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。

四 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

3～6 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
 第二条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県
 公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
 別表八の項中

第二十七条第二項		店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理	○	を
第二十七条第二項		店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理	○	を
第二十七条第四項		店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付及び不交付	○	に
第二十七条第二項		無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理	○	を
第三十一条の二第二項		無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理	○	に
第三十一条の二第二項		無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付及び不交付	○	に
第三十一条の五		「第三十一条の五第一項」に、「禁止命令」を「停止命令」に、		
第三十一条の六第一項及び第三項		無店舗型性風俗特殊営業の処分に係る処分移送通知書の送付	○	を
第三十一条の五第二項		受付所営業の廃止命令	○	に
第三十一条の五第三項		受付所営業の営業停止の標章のはり付け及び取除き(第三十一条の準用)	○	に

第三十一条の六第一項		無店舗型性風俗特殊営業の処分に係る処分移送通知書の送付	○	を
第三十一条の七第一項		映像送信型性風俗特殊営業の届出書の受理	○	を
第三十一条の七第二項		映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理	○	を
第三十一条の六第二項第三号		受付所営業の廃止命令	○	に
第三十一条の六第三項		受付所営業の営業停止の標章のはり付け及び取除き(第三十一条の準用)	○	に
第三十一条の七第一項		映像送信型性風俗特殊営業の届出書の受理	○	を
第三十一条の七第二項		映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理(第三十一条の二第二項の準用)	○	を
第三十一条の七第二項		映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付(第三十一条の二第四項の準用)	○	に
第三十一条の十二第二項		店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更に係る届出書の受理(第二十七条第二項の準用)	○	を
第三十一条の十二第二項		店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付及び不交付(第二十七条第四項の準用)	○	に

第三十一条の十七 第二項	無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更に係る届出書の受理(第三十一条の二第二項の準用)	○
-----------------	---	---

第三十一条の十七 第二項	無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更に係る届出書の受理(第三十一条の二第二項の準用)	○
第三十一条の十七 第二項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付(第三十一条の二第四項の準用)	○

第三十八条第一項	少年指導委員の委嘱	○
第三十八条第五項	少年指導委員の解囑	○

第三十七条第三項	身分証明書の交付	○
第三十八条第一項	少年指導委員の委嘱	○
第三十八条第五項	少年指導委員に対する研修の実施	○
第三十八条第六項	少年指導委員の解囑	○
第三十八条の二第一項	少年指導委員に風俗営業所等へ立ち入らせること	○
第三十八条の二第二項	少年指導委員の風俗営業所等への立ち入りに際しての必要事項の指示	○
第三十八条の二第三項	少年指導委員からの立入り結果報告の受理	○
第三十八条の二第四項	身分証明書の交付	○

第九條第二項	風俗営業の許可の通知及び風俗営業管理者証の交付	○
--------	-------------------------	---

改め、同項1中

を に を に を

第十一条第二項	風俗営業の許可の通知	○
第十一条第三項	風俗営業管理者証の交付	○

第三十四条第三項	営業所の管理者講習の受講証明書の交付	○
第四十七条の二	身分証明書の交付	○

第四十三条第二項	店舗型性風俗特殊営業に係る届出確認書不交付通知書の交付	○
第四十四条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	○
第四十五条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理	○
第五十四条第二項	無店舗型性風俗特殊営業に係る届出確認書不交付通知書の交付(第四十三条第二項の準用)	○
第五十四条第二項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付(第四十四条の準用)	○
第五十四条第二項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理(第四十五条の準用)	○
第六十条第二項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付(第四十四条の準用)	○
第六十条第二項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理(第四十五条の準用)	○
第六十五条第二項	店舗型電話異性紹介営業に係る届出確認書不交付通知書の交付(第四十三条第二項の準用)	○

を に を

第六十五条第二項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付（第四十四条の準用）		○
第六十五条第二項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理（第四十五条の準用）		○
第七十一条第二項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付（第四十四条の準用）		○
第七十一条第二項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理（第四十五条の準用）		○

「第四十八条第一項」を「第八十六条第一項」に、「第四十八条第二項」を「第八十六条第二項」に改め、同項3中

第七条第二項	少年指導委員証の交付		○
第八条第一項	少年指導委員に対する講習の実施		○

削り、「第九条」を「第八条」に改め、同項5中「第十五条第二項」を「第十五条第四項」に、「少年指導委員の活動区域の公示」を「身分証明書の交付」に、「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第四号

平成十二年香川県公安委員会告示第十五号（少年指導委員の活動区域）は、平成十八年四月三十日限り廃止する。

平成十八年四月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

警察本部告示

●香川県警察本部告示第十一号

香川県警察証紙取納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年四月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察証紙取納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙取納事務取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項1中「申請書の写し」を削り、同項1に次のように加える。

- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項に規定する講習に関する事務
 - （一） 納付書（別記様式第三号の二）
 - （二） 申請書の写し又は届出書の写し
- ロ その他の事務

第二条の表二の項9中「申請書の写し」を削り、同項9に次のように加える。

- イ 警備業法第二十八条第八項に規定する講習に関する事務
 - （一） 納付書（別記様式第三号の三）
 - （二） 申請書の写し
- ロ その他の事務

第二条の表二の項10中「及び」を「又は」に改める。

第三条の表十の項1中「及び」を「、現任警備員指導教育責任者講習手数料及び」に改める。

別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

別記様式第3号の2 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	風俗営業所管理者講習手数料	円
--------	---------------	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3号の3 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	現任警備員指導教育責任者講習手数料	円
--------	-------------------	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表二の項一の改正規定及び別記様式第三号の次に二様式を加える改正規定（別記様式第三号の三に係る部分を除く。）は、平成十八年五月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。
平成十八年四月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
内海病院	小豆郡内海町片城甲四四一九五

●香川県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。
平成十八年四月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地	指定年月日
内海病院	小豆郡小豆島町片城甲四四一九五	平成十八年四月十四日

監査委員公表

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
平成18年4月28日

香川県監査委員

1	監査対象部局	公安委員会	同	石川	豊
2	監査対象年度	平成17年度	同	辻村	修
3	監査の概要		同	野田	治
	監査対象機関		監査年月日		司
	警察学校		平成18年1月13日		
	地域課		〃		
	運転免許課		〃		
	交通機動隊		〃		
	高速道路交通警察隊		〃		
	さぬき警察署		平成18年1月17日		
	高松東警察署		〃		
	小豆警察署		〃		
	機動隊		平成18年1月18日		
	丸亀警察署		〃		
	高瀬警察署		〃		
	観音寺警察署		〃		
	捜査第一課		平成18年1月30日		
	捜査第二課		〃		
	組織犯罪対策課		〃		
	鑑識課		〃		
	科学捜査研究所		〃		
	公安課		〃		
	警備課		〃		
	生活安全企画課		平成18年2月1日		
	少年課		〃		

高松養護学校	平成18年 1月27日	小豆教育事務所	〃
三木高等学校	〃	教育センター	〃
香川東部養護学校	〃	小豆高等学校	〃
多度津水産高等学校	平成18年 1月31日	土庄高等学校	〃
多度津工業高等学校	〃	大川東高等学校	〃
中讃教育事務所	〃	津田高等学校	〃
香川西部養護学校	〃	石田高等学校	〃
西讃教育事務所	〃	高松工業高等学校	〃
坂出高等学校	平成18年 2月 7日	美術工芸研究所	〃
埋蔵文化財センター	〃	漆芸研究所	〃
善通寺第一高等学校	〃	高松東高等学校	〃
善通寺西高等学校	〃	高松西高等学校	〃
高松北高等学校	平成18年 2月 8日	香川中央高等学校	〃
高松北中学校	〃	坂出商業高等学校	〃
屋島少年自然の家	〃	坂出工業高等学校	〃
高松商業高等学校	〃	丸亀高等学校	〃
高松高等学校	〃	丸亀城西高等学校	〃
高松南高等学校	〃	琴平高等学校	〃
高松桜井高等学校	〃	高瀬高等学校	〃
障害児教育課	平成18年 2月15日	高瀬のぞみが丘中学校	〃
保健体育課	〃	笠田高等学校	〃
生涯学習課	〃	観音寺中央高等学校	〃
文化行政課	平成18年 2月16日	灘学校	〃
人権・同和教育課	〃	香川中部養護学校	〃
福利課	〃	香川丸亀養護学校	〃
義務教育課	平成18年 2月17日	善通寺養護学校	〃
高校教育課	〃	図書館	〃
総務課	〃	文化会館	〃
東讃教育事務所	平成18年 3月24日	東山魁夷せとうち美術館	〃

<p>歴史博物館 ”</p> <p>丸亀武道館 ”</p> <p>総合運動公園 ”</p> <p>丸亀競技場 ”</p> <p>県民ホール ”</p>	<p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p> <p>ア 通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給に当たり、出張、休暇、欠勤等のため月の初日から末日まで1日も通勤しないときは、その月分は支給されないにもかかわらず、誤って支給しているため、返納させる必要がある。(高松養護学校)</p> <p>イ 消防用設備等の管理について</p> <p>一部の高等学校においては、消防設備保守点検の業務委託において、不適箇所の報告があつたにもかかわらず、未改善のものが見受けられたので、緊急度の高いものから速やかに対応する必要がある。(高校教育課)</p> <p>(3) 検討指示事項</p> <p>学校敷地の管理について</p> <p>一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていらないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)</p>	
---	---	--